

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)(抄)

(運賃の範囲の指定)

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃(国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。)の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により指定する運賃の範囲は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を標準とすること。
- 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 三 道路運送法第九条第六項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者の間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則(平成21年国土交通省令第58号)(抄)

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会への通知)

第十条の五 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十六条第一項の規定により、国土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表しようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かなければならない。

(公示)公定幅運賃の範囲の指定方法等について(平成26年中運局公示第111号)(抄)

5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法

(3)協議会への通知

(中略)協議会が設置されている場合は、公定幅運賃を変更する旨を協議会に通知し、意見を聴くものとする。

(5)公定幅運賃の設定及び指定

(中略)公定幅運賃の変更にあたっては、(中略)意見書において、初乗距離や車種区分の見直し等の意見がなされた場合は、見直しの是非を十分に検討したうえで、判断することとする。

(現行) 距離制運賃の初乗距離に係る中部運輸局長が定めた初乗距離「中部運輸局」

(公示)一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
(平成14年中運局公示第248号)(抄)

1. 運賃

(3) 距離制運賃

イ 距離制運賃の適用方法

- ① 初乗距離は各運賃適用地域ごとに中部運輸局長が定める距離により設定するものとする。

(公示)一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る
初乗距離について(平成26年中運局公示第159号)(抄)

ブロック名	運賃適用地域	初乗距離
名古屋地区	名古屋交通圏	1. 264km
尾張・三河地区	尾張北部交通圏ほか	1. 2km
静岡地区	静岡交通圏ほか	1. 5km
岐阜地区	岐阜交通圏ほか	1. 2km
三重地区	津交通圏ほか	1. 5km

(現行) 車種区分に係る中部運輸局長が定めた区分「中部運輸局」

(公示)一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
(平成14年中運局公示第248号)(抄)

3. 車種区分

車種区分は、特定大型車、大型車及び普通車の三区分(区分の基準は別表のとおりとする。)又は中部運輸局長が地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準によるものとする。

(公示)一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について(平成19年中運局公示第66号)(抄)

例)名古屋地区、三重地区など

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの
大型車	普通自動車(ディーゼル機関を除く。)のうち排気量2リットル(ハイブリッド自動車にあっては、2.5リットル)を超えるもので乗車定員6名以下のもの
中型車	普通自動車(ディーゼル機関を除く。)のうち排気量2リットル(ハイブリッド自動車にあっては、2.5リットル)以下のもので乗車定員6名以下のもの(内燃機関を有しない自動車にあっては、乗車定員6名以下のもの) 小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル以上であって乗車定員6名以下のもの
小型車	小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満であって乗車定員6名以下のもの 軽自動車(内燃機関を有しない車両に限る)

例)尾張・三河地区、岐阜地区など

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの
大型車	普通自動車(ディーゼル機関を除く。)のうち排気量2リットル(ハイブリッド自動車にあっては、2.5リットル)を超えるもので乗車定員6名以下のもの
普通車	普通自動車(ディーゼル機関を除く。)のうち排気量2リットル(ハイブリッド自動車にあっては、2.5リットル)以下のもので乗車定員6名以下のもの 小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの 普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの